第４章　基本的な環境施策

本章では、環境将来像並びにビジョン及びサブビジョンの実現に向けて、目標を達成していくための基本的な環境施策を記載しています。また、行政の基本的な環境施策と併せて、環境保全のために市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいことを記載しています。

これら各主体の取り組みを連携して推進していくことにより、その効果が実効性のあるものとなります。

第１節　ビジョン【ひと】エコな行動をする人のまち

今日の環境問題は、かつての産業公害と異なり、市民一人ひとりの影響が積み重なって環境負荷を増大させていることが大きな原因となっており、環境の改善は市民の取り組みにかかっています。地域社会の主体である市民、事業者及び市民団体の自発的な行動及び施策を実施する行政とのパートナーシップが極めて重要です。

本ビジョンでは、「子どもの時から学び、共に育つまち」、「人や情報が交流するまち」及び「環境意識を高めるまち」の３つのサブビジョンを掲げ、行動できる人づくり、地域における環境学習、環境情報の発信等に係る施策や取り組みを推進します。

サブビジョン　子どもの時から学び、共に育つまち

①　環境のことを考えて行動できる人づくりを推進します。

○環境のことを考えて行動できる人づくりを推進します。	
行政	➢ 市民や市民団体等の環境活動を支援する仕組みを構築します。 ➢ 多くの市民が気軽に環境活動に参加できるきっかけづくりを行います。 ➢ 環境活動に参加した人たちが、いっしょに体験・作業・行動しながら育っていく仕組みづくりを進めます。 ➢ 環境美化活動に功績のあった市民・団体等を表彰し、手本となる人材・団体等を育成します。
市民	➢ 市や市民団体等が開催する環境活動に積極的に参加します。そして、楽しみながら環境保全について学び、行動していきます。
事業者	➢ 市や市民団体等が開催する環境活動に協力します。 ➢ 事業活動において、環境活動に積極的に取り組みます。
市民団体	➢ 環境活動を主体となって実施するとともに、津山市等が開催する環境活動に協力します。 ➢ 自分たちの活動に初めて参加する人にも楽しんでもらえるように、また、継続して参加してもらえるように、活動内容や活動場所、参加者同士の親睦などに配慮します。

② 学校などにおける環境教育を推進します。

○学校など（就学前を含む）における環境教育を推進します。	
行政	➢ 環境教育のプログラムを検討し、学校、幼稚園、保育園などで環境教育を行います。 ➢ 環境教育に関する情報を提供します。 ➢ 学校、幼稚園、保育園などにおける省資源・省エネルギーの取り組みを推進します。
市民	➢ 環境教育の推進に協力します。 ➢ 学校などにおける省資源・省エネルギーの取り組みに協力します。
事業者	➢ 環境教育に関する情報を学校に提供します。 ➢ 環境教育の推進に協力します。 ➢ 学校などにおける省資源・省エネルギーの取り組みに協力します。
市民団体	➢ 環境教育のプログラムを検討し、学校、幼稚園、保育園などへの出前講座を実施します。 ➢ 環境教育に関する情報を提供します。

③ 地域における環境学習を推進します。

○地域で環境について学び、活動します。	
行政	➢ 地域の公民館などで環境学習講座を開催します。 ➢ 広報や公民館などで環境についての情報を提供します。 ➢ 環境学習センターアスエコ等との連携事業や「こどもエコクラブ事業」を推進します。 ➢ 環境ヒーロー「津山太助となかまたち」を活用した児童向け啓発活動を実施します。
市民	➢ 省資源・省エネルギー・地球温暖化防止・自然など環境への関心を高めます。 ➢ 環境学習センターアスエコ等との連携事業や「こどもエコクラブ事業」に協力します。
事業者	➢ 環境学習の推進に協力します。
市民団体	➢ 省資源・省エネルギー・地球温暖化防止・自然など環境への関心を高めます。

○こどもエコクラブ

幼児（3 歳）から高校生が、大人の「サポーター」とともに、環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成 23 年度から、事業主体が環境省から公益財団法人日本環境協会に移行している。

○津山太助となかまたち

津山市の環境ヒーロー。平成 16 年度に実施した二酸化炭素排出抑制対策事業の中で誕生し、現在は地球温暖化防止だけではなく、津山市の環境分野全般で活躍している。

④ 昔ながらの暮らしの知恵や技術を学びます。

○ものを大切にする昔からの知恵や技術を学び、広めます。	
行政	➢ものを大切にする知恵や技術に関する情報を提供します。 ➢ 市民が環境教育の講師として社会活動に参加できる環境づくりを進めます。
市民	➢ものを大切にする昔からの知恵や技術を学び、関心を高めます。 ➢ものを大切にする知恵や技術に関する情報を提供します。
事業者	➢ 環境学習の推進に協力します。
市民団体	➢ものを大切にする知恵や技術を広める機会を提供します。
○地域の自然と共存するための、昔からの考えや知恵、技術を学び、広めます。	
行政	➢ 地域の自然と共存するための知恵や技術に関する情報を提供します。
市民	➢ 地域の自然と共存するための昔からの考えや知恵、技術を学び、関心を高めます。 ➢ 地域の自然と共存するための知恵や技術に関する情報を提供します。
事業者	➢ 環境学習の推進に協力します。
市民団体	➢ 地域の自然と共存するための知恵や技術を広げる機会を提供します。

サブビジョン 人や情報が交流するまち

① 人と人との交流を推進します。

○市民の参画・参加の下で環境基本計画を推進します。	
行政	➢ 環境基本計画を推進する推進組織を支援します。 ➢ 各種の情報提供やイベント等を通じて、市民が環境活動をはじめとするまちづくり活動に参画する機会の創出に努めます。
市民	➢ 環境基本計画の推進に協力します。
事業者	➢ 環境基本計画の推進に協力します。
市民団体	➢ 環境基本計画推進のための推進組織に参加します。 ➢ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づいて、地域レベルでの環境活動を推進します。

② 環境情報の発信拠点を整備・運営します。

○環境情報発信の場を整備します。	
行政	➢ クリーンセンターのリサイクルプラザを環境学習のために積極的に利用します。 ➢ 多くの人が集まる場所や施設において、津山市の環境情報を発信する、「見える化の仕組み」について検討します。
市民	➢リサイクルプラザを積極的に利用します。 ➢ 津山市に発信してほしい環境情報について、市に提案します。
事業者	➢リサイクルプラザを積極的に利用します。 ➢ 津山市に発信してほしい環境情報について、市に提案します。
市民団体	➢リサイクルプラザを積極的に利用します。 ➢ 津山市が発信する環境情報に留意するとともに、発信が望まれる情報を市に提案します。

③ 地域における環境活動のネットワーク化を推進します。

○地域における環境活動のネットワーク化を推進します。	
行政	➢ 環境教育・環境学習の実施、各種行事の開催等に当たっては、地域で活動している市民団体、事業者等と連携します。 ➢ インターネットを活用して市の環境情報の提供を行うとともに、市民団体や事業者等の環境活動に係る情報を提供する仕組みづくりを検討します。
市民	➢ 環境活動に積極的に参加し、継続して活動します。
事業者	➢ 環境活動において、行政、市民、市民団体と積極的に連携し、継続して活動します。
市民団体	➢ 環境活動において、市民、事業者、行政と積極的に連携し、参加する市民が継続して活動していくよう、活動内容や活動場所、参加者同士の親睦などに配慮します。 ➢ 実施する環境イベントや環境活動について、積極的に情報発信します。

サブビジョン 環境意識を高めるまち

① 環境活動について学びあいます。

○環境意識を高めあう講座や研修を開催します。	
行政	➢ 環境学習リーダーや、環境のことを考えて行動する市民の養成のための環境学習講座を開催・支援します。 ➢ 市民の要請を受けて講師を派遣する「リクエスト大学」を実施します。 ➢ 環境に関する職員研修を実施します。
市民	➢ 開催される各種講座へ参加します。 ➢ 「リクエスト大学」への講師派遣を要請します。
事業者	➢ 開催される各種講座へ参加します。 ➢ 「リクエスト大学」への講師派遣を要請します。 ➢ 環境に関する社員研修を実施します。
市民団体	➢ 環境学習リーダーや、環境のことを考えて行動する市民の養成のための環境学習講座を開催します。 ➢ 出前講座を実施します。
○環境マネジメントシステムを普及します。	
行政	➢ 国際規格 ISO14001 やエコアクション 21 など、環境マネジメントシステムを普及します（環境活動の奨励）。
市民	➢ 環境マネジメントシステムへの関心を高めます。
事業者	➢ 事務事業における環境活動を体系的に推進します。 ➢ 既に環境マネジメントシステムを導入している事業者においてはその活動を公表します。
市民団体	➢ 環境マネジメントシステムの普及に協力します。

○リクエスト大学

市民や団体からの要請を受け、市の職員等が講師となって、行政の取り組みの説明や、職員の専門的知識・技術を生かした講座を行う事業。

○環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が、環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続をいう。

○ISO14001

ISO（国際標準化機構、International Organization for Standardization）の環境マネジメントシステム規格。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検･評価）、Action（改善）といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

○エコアクション21

ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

② 啓発活動をとおして環境情報を提供します。

○各種啓発活動を実施します。	
行政	➢環境月間(6月)、地球温暖化防止月間(12月)に因んだ啓発活動を実施します。 ➢「環境体験講座」を開催します。 ➢岡山県の環境施策にも対応した環境啓発活動を実施します。 ➢花いっぱい運動や河川清掃･道路清掃を通じて啓発活動を実施します。
市民	➢環境啓発活動に参加します。
事業者	➢環境啓発活動を実施･参加します。
市民団体	➢環境啓発活動を実施･参加します。

第２節　ビジョン【しぜん】安らぎの自然豊かなまち

大気質、水質、騒音等、かつての「公害項目」については、市民意識調査において「公害の少ない快適な生活環境が保たれている」と回答した市民の割合が高くなっていますが、光化学オキシダントへの対策や市街地を中心とした水質改善のためにも、環境規制や保全対策を確実に実施していく必要があります。また、ビジョン【しくみ】で詳述しますが、地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量削減が急務となっています。

水環境については、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっています。津山市においても海ごみの問題に対応していくため、令和２年４月に県内の全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行いました。

自然環境については、市域の一部が氷ノ山後山那岐山国定公園及び湯原奥津県立自然公園に指定され、市面積の約 70%が森林です。また、郷土自然保護地域が２か所、郷土記念物が３か所、おかやまの自然百選が７か所指定されているなど、良好な自然環境に恵まれています。一方、耕作放棄地の増加、野生鳥獣や外来生物による農業や生態系への影響が問題となっています。

本ビジョンでは、「きれいな空と大地を守るまち」、「川面に吹く風の心地よいまち」及び「心のふるさと里山里地の豊かなまち」の３つのサブビジョンを掲げ、大気環境、水環境、自然環境等の保全に係る施策や取り組みを推進します。

サブビジョン　きれいな空と大地を守るまち

①　大気環境を保全します。

○自動車から出る排気ガスを低減します。	
行政	➢ エコドライブを実行・啓発します。 ➢ 公用車へ低公害車を率先導入し、その普及促進を図ります。 ➢ 補助制度の情報提供を行い、低公害車の利用を促進します。 ➢ 自家用車から公共交通機関への利用を促進し、自動車交通量の低減を図ります。
市民	➢ エコドライブを実行します。 ➢ 低公害車を購入・利用します。 ➢ 地域の公共交通を維持するためにも、公共交通を積極的に利用します。
事業者	➢ エコドライブを実行します。 ➢ 低公害車を購入・利用します。 ➢ 低公害車の販売を促進します。 ➢ 地域の公共交通を維持するためにも、公共交通を積極的に利用します。
市民団体	➢ エコドライブを実行・啓発します。 ➢ 低公害車の購入・利用を促進します。 ➢ 地域の公共交通を維持するためにも、公共交通を積極的に利用します。

○エコドライブ

穏やかにアクセルを踏んだ発進、一定速度での走行、アイドリングストップなどの、環境に配慮した自動車の運転をいう。

○事業所から出るばい煙の規制を推進します。	
行政	➢ 岡山県による規制に協力します。
市民	－
事業者	➢ 関係法令を守り、大気への汚染を最小限に抑えます。 ➢ 施設・設備の保守点検を行うとともに、従業員に安全対策の研修を行います。
市民団体	－
○光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）に係る情報を提供します。	
行政	➢ 光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に係る情報を提供します。 ➢ 岡山県と連携し、基準濃度を超過したときは注意喚起等を発令します。また、市が整備した手順書により関係機関に連絡するなど、健康被害や農産物被害の防止を図ります。 ➢ 啓発活動を実施します。
市民	➢ 注意喚起等が発令された場合は、屋外での激しい運動や自動車の使用は控えます。 ➢ 啓発活動に参加・協力し、意識を高めます。
事業者	➢ 協力工場は、ばい煙等の排出を削減します。 ➢ 啓発活動に参加・協力し、意識を高めます。
市民団体	➢ 啓発活動に参加・協力し、意識を高めます。

② 土壌環境を保全します。

○事業場による土壌の汚染を防止します。	
行政	➢ 岡山県による土壌調査に協力し、市民の安全対策に努めます。
市民	－
事業者	➢ 関係法令を守り、土壌の汚染を防止します。 ➢ 土壌汚染対策法を守り、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定面積以上の土地の形質変更を行う場合の他、自主的な調査を必要に応じて行い、基準値を超える汚染があった場合は、岡山県の指示に従い除去等を行います。
市民団体	➢ 岡山県や市からの啓発活動の要請があった場合は、積極的に協力します。

③ 光害を防止します。

○光害を防止し、普及啓発します。	
行政	➢ 国の「光害対策ガイドライン」に基づき、屋外照明設備を適切に設置するとともに、光害の防止について普及啓発します。
市民	➢ 良好な照明環境に対する意識を高めます。 ➢ 漏れ光や障害光の発生度合いの少ない屋外照明設備を適切に設置します。
事業者	➢ 国の「光害対策ガイドライン」に基づいた取り組みを進めます。 ➢ 漏れ光や障害光の発生度合いの少ない屋外照明設備を適切に設置します。
市民団体	➢ 国の「光害対策ガイドライン」に基づき、屋外照明設備を適切に設置するとともに、光害の防止について普及啓発します。

④ 化学物質による汚染を防止します。

○農薬や薬品を正しく取り扱い、回収し、処分します。	
行政	➢ 農薬の正しい使い方についての市民への啓発を、小売店に要請します。 ➢ 農薬の正しい使い方について、市民へ啓発します。
市民	➢ 家庭菜園やガーデニングなどではできるだけ薬品を使わず、使う場合には正しく用います。
事業者	➢ 農作物生産においては農薬を正しく使います。 ➢ 農薬や農業用プラスチックなどを回収します。
市民団体	➢ 無農薬栽培を推進します。
○化学物質を正しく認識し、適切に取り扱います。	
行政	➢ 化学物質が適切に取り扱われるよう、啓発します。
市民	➢ 化学物質を正しく認識し、適切に取り扱います。
事業者	➢ 化学物質を正しく認識し、適切に取り扱います。
市民団体	➢ 化学物質を正しく認識し、適切に取り扱います。
○フロンガスの排出抑制と適切な管理を進めます。	
行政	➢ 岡山県の指導の下、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて、フロンを使用した製品等の適切な管理・処理をします。
市民	➢ フロンを使用した製品等の適切な管理・処理をします。
事業者	➢ フロンを使用した製品等の適切な管理・処理をします。
市民団体	➢ フロンを使用した製品等の適切な管理・処理をします。

○フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称で、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しないため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄剤、発泡スチロールの発泡材、スプレーなどに幅広く使われてきた。しかし、成層圏のオゾン層を破壊する原因のひとつとされることから、国内では平成８年に規制対象となる特定フロンの新規生産が中止されるなど、対策が進められている。

○廃棄物を正しく処理します。	
行政	➢ 野外焼却が禁止されていることを啓発し、野外焼却による迷惑行為の防止を図ります。 ➢ 公共建築物等の解体に当たっては、一事業者として、大気汚染防止法などの関係法令に従い、アスベストの事前調査及び届出、飛散防止措置等を適正に実施します。
市民	➢ 家庭系ごみを野外焼却せず、正しく処理します。 ➢ 野外焼却を見かけた場合は、注意を行い、必要に応じて、市や関係機関に連絡をします。
事業者	➢ 事業系ごみや産業廃棄物を野外焼却せず、正しく処理します。 ➢ 建物等の解体に当たっては、大気汚染防止法などの関係法令に従い、アスベストの事前調査及び届出、飛散防止措置等を適正に実施します。
市民団体	➢ 廃品回収など資源ごみの回収に協力します。 ➢ 野外焼却を見かけた場合は、注意を行い、必要に応じて、市や関係機関に連絡をします。

⑤　空と大地の環境について意識を高めます。

○大気質や土壌質のデータを把握し、空と大地に関する啓発活動を実施します。	
行政	➢ 岡山県が実施する大気質や土壌質（地下水質）調査に協力します。 ➢ 啓発活動を実施します。
市民	➢ 岡山県が公表したデータから大気質や土壌質への関心を高めます。 ➢ 啓発活動に参加・協力し、意識を高めます。
事業者	➢ 岡山県が公表したデータから大気質や土壌質への関心を高めます。 ➢ 啓発活動に参加・協力します。
市民団体	➢ 岡山県が公表したデータから大気質や土壌質への関心を高めます。 ➢ 啓発活動を実施します。
○地球温暖化対策に関する啓発活動を実施し、緩和策や適応策を推進します。	
行政	➢ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、後述するエネルギーや資源の地産地消及び省エネルギー等の「緩和策」に加えて、熱中症や感染症の予防に向けた情報の提供等の「適応策」を推進します。
市民	➢ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づいて、緩和策や適応策を推進します。
事業者	➢ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づいて、緩和策や適応策を推進します。
市民団体	➢ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づいて、地球温暖化対策に対する市民の意識を高めるよう啓発活動を実施し、緩和策や適応策を推進します。

○地球温暖化対策－緩和策と適応策

「緩和策」とは、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことであり、具体例としては、省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーなどの導入、森林整備による二酸化炭素の吸収源対策などが挙げられる。一方、「適応策」とは、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようというもの。いわば対処療法的な取り組みで、具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、渇水対策、農作物の新種の開発、熱中症対策などが挙げられる。

サブビジョン 川面に吹く風の心地よいまち

① 水環境を保全します。

○生活排水による水質の汚濁を防止します。	
行政	➢ 不用になった食用油を排水口へ流さないよう、普及啓発します。 ➢ 生ごみ処理機や水切ネットなどの使用を推進・啓発します。 ➢ 公共下水道を整備します。 ➢ 合併処理浄化槽設置を支援します。 ➢ 合併処理浄化槽の適正な維持管理を啓発します。
市民	➢ 不用になった食用油を排水口へ流さないよう、協力します。 ➢ 生ごみ処理機や水切ネットなどを使用し、生活排水から川をきれいにします。 ➢ 公共下水道や農業集落排水処理施設に接続します。 ➢ 合併処理浄化槽を設置し、適正に維持管理します。
事業者	－
市民団体	➢ 生ごみ処理機や水切ネットなどを使用し、生活排水から川をきれいにします。
○事業所による水質の汚濁を防止します。	
行政	➢ 岡山県による規制に協力します。
市民	－
事業者	➢ 関係法令を守り、水質の保全に努めます。
市民団体	－

② 人と自然調和に配慮した水辺づくりを推進します。

○生態系や自然景観に配慮した、親しみある河川やため池などの整備を行います。	
行政	➢ 生態系や自然景観に配慮した、河川やため池などの整備を行います。
市民	➢ 整備に協力します。
事業者	➢ 整備に協力します。 ➢ 生態系や自然景観に配慮した事業活動を行います。
市民団体	➢ 整備に協力します。
○河川やため池などの清掃を行い、水辺環境をきれいに保ちます。	
行政	➢ 町内清掃や河川、道路のボランティア清掃を通じて、環境美化意識の向上を図ります。 ➢ 海ごみの啓発活動を実施します。
市民	➢ 身近な水辺環境の清掃活動に参加します。
事業者	➢ 身近な水辺環境の清掃活動に協力します。
市民団体	➢ ため池や用水路を維持管理します。

③　水と川の環境について意識を高めます。

○河川水質のデータを把握し、水と水辺に関する啓発活動を実施します。	
行政	➢ 公共用水域の水質のモニタリングを行い、その結果を公表します。 ➢ 啓発活動を実施します。
市民	➢ 公表されたデータから河川水質への関心を高めます。 ➢ 啓発活動に参加・協力し、意識を高めます。
事業者	➢ 公表されたデータから河川水質への関心を高めます。 ➢ 啓発活動に参加・協力します。
市民団体	➢ 公表されたデータから河川水質への関心を高めます。 ➢ 啓発活動を実施し、参加・協力します。

○モニタリング

時間経過による変化を把握するため、同じ地点で同じ調査を定期的に行うこと。

サブビジョン　心のふるさと里山里地の豊かなまち

①　里山を活かし、保全します。

○里山などの自然環境を保全します。	
行政	➢ 市が指定した自然保護地区内で事業を行う者に、必要に応じて助言や計画の変更を指導します。 ➢ 森林環境教育の普及に努めるとともに、自然観察や体験学習等ふれあいの場として、里山の保全と利用を促進します。
市民	➢ 自然保護地区の保全・活用に協力します。 ➢ 里山などで開催される自然観察や体験学習等に、積極的に参加します。
事業者	➢ 自然保護地区の保全・活用に協力します。 ➢ 里山などで開催される自然観察や体験学習等に、積極的に参加します。
市民団体	➢ 自然保護地区の保全・活用に協力します。 ➢ 森林環境教育の普及、自然観察会や体験学習等の開催に協力します。

②　里地を活かし、保全します。

○農地をはじめとする里地の保全を図ります。	
行政	➢ 農地を保全し、食料生産のみならず、災害防止や自然環境の保全など、農地の持つ多面的機能の維持を図ります。 ➢ 農業の担い手の確保と育成を図ります。 ➢ 水田、畑、集落、小川など里地の良好な環境や景観を維持します。
市民	➢ 農地の保全と農業、里地の環境保全について意識を高めます。
事業者	➢ 農地の保全の推進、里地の環境保全に協力します。
市民団体	➢ 農地の保全の推進、里地の環境保全に協力します。

○遊休農地を活用します。	
行政	➢ 遊休農地を利用した地場産農産物の生産を促すため、農産物直売所での取扱量の拡大に努めます。 ➢ 遊休農地の活用を支援するため、新規開園候補地の情報収集に努めます。 ➢ 市民農園の利用促進のため、開園情報を公表します。 ➢ 他地域からの就農者対応や農業体験の場として、遊休農地の有効活用を図ります。
市民	➢ 市民農園を利用します。 ➢ 地場産農産物を購入します。
事業者	➢ 遊休農地を活用し、地場産農産物の生産拡大に努めます。 ➢ 遊休農地を市民農園として活用するため、市民への開放を進めます。 ➢ 遊休農地への放牧を推進し、遊休農地の有効利用と土地の肥沃化を図ります。
市民団体	➢ 市民農園を利用します。

○里山・里地

都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。

③ 里山里地などの環境について意識を高めます。

○里山里地などの環境に関する啓発活動と動植物の保護を実施します。	
行政	➢ 里山、国定公園などの自然環境を活用して、自然観察や体験学習等を開催し自然の大切さへの理解を深めます。 ➢ 希少野生動植物の保護に係る啓発活動を実施します。 ➢ 岡山県、周辺自治体と連携し、希少野生生物の生息状況や自然物の所在状況を把握します。 ➢ 国定公園の登山道や遊歩道について、岡山森林管理署、岡山県、地域住民と連携し、整備を進めます。
市民	➢ 自然観察や体験学習等に積極的に参加し、自然の大切さへの理解を深めます。 ➢ 希少野生動植物の保全を行います。 ➢ 国定公園の登山道や遊歩道の整備に協力します。
事業者	➢ 自然観察や体験学習等に積極的に参加し、自然の大切さへの理解を深めます。 ➢ 希少野生動植物の保全を行います。 ➢ 事業活動により、希少野生動物の生息に影響を与えることがないよう注意します。
市民団体	➢ 自然観察や体験学習等の開催に協力し、自然の大切さについての啓発に努めます。 ➢ 希少野生動植物の保護に係る啓発活動を実施します。 ➢ 国定公園の登山道や遊歩道の整備に協力します。
○野生鳥獣被害対策を実施します。	
行政	➢ 鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲や防護柵の設置等の野生鳥獣被害対策を支援し、里山里地の環境を守ります。
市民	➢ 野生鳥獣被害対策を適切に実施します。
事業者	➢ 野生鳥獣被害対策を適切に実施します。
市民団体	➢ 里山里地の環境を守るために野生鳥獣被害対策の必要性について啓発・協力します。

○特定外来生物に関する啓発活動を実施します。	
行政	➢ 啓発活動を実施します。 ➢ 鳥獣被害防止計画に基づき、市が防除事業を実施するとともに、市民・関係団体の防除活動を支援します。
市民	➢ 特別な場合を除き、飼育、栽培、保管及び運搬をしません。 ➢ 無許可での輸入はしません。 ➢ 市から要請があった場合は防除に協力します。
事業者	➢ 特別な場合を除き、飼育、栽培、保管及び運搬をしません。 ➢ 無許可での輸入はしません。 ➢ 市から要請があった場合は防除に協力します。
市民団体	➢ 市から要請があった場合は特定外来生物の防除に協力します。

④　森林整備を計画的に行い、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図ります。

○森林整備を計画的に行い、森林の持つ公益的機能の維持・向上を図ります。	
行政	➢ 市有林の管理を実施します。 ➢ 民有林の管理を支援します。 ➢ 林業の担い手を育成するとともに、幅広い世代を対象とした技術研修などの充実を図ります。
市民	➢ 森林整備の推進に協力します。
事業者	➢ 森林整備の推進に協力します。
市民団体	➢ 森林整備の推進に協力します。

第３節　ビジョン【まち】住んでみたいまち　住んでいたいまち

津山市は、中国山地の森林地域、里山地域、田園地域及び市街地地域から構成され、それぞれの地域特性を活かした一体的なまちづくりが必要です。また、市民や事業所の活動の場として、快適で美しく効率的な都市活動が可能なまちづくりも求められます。

本ビジョンでは、市民が安心、安全、快適に暮らせるまちづくりを環境面から進めていくため、「緑があふれ歴史を感じるまち」、「未来を拓く、地産地消のまち」、「安全安心で活気あふれる楽しいまち」及び「人と環境にやさしいまち」の４つのサブビジョンを掲げ、住み続けたいまちづくりのための施策や取り組みを推進します。

サブビジョン　緑があふれ歴史を感じるまち

①　身近に潤いを感じるまちづくりを推進します。

○緑地の保全を推進します。	
行政	➢ 関係機関と連携し、津山市都市計画マスタープランの推進を図ります。 ➢ 市民参画によって地域の緑地の保全を推進します。
市民	➢ 計画に協力・推進します。
事業者	➢ 計画に協力・推進します。
市民団体	➢ 計画に協力・推進します。 ➢ 市民参画によって地域の緑地の保全を推進します。
○緑あふれるまちづくりを推進します。	
行政	➢ 公共スペースに苗木を配布・植樹するなど、緑あふれるまちづくりを推進します。 ➢「花いっぱい運動」を推進します。
市民	➢ 生垣や花壇を増やすとともに、既にある樹木を守ることで身のまわりにある緑や花を増やします。 ➢ 緑あふれるまちづくりの取り組みに協力・推進します。
事業者	➢ 生垣や花壇を増やすとともに、既にある樹木を守ることで身のまわりにある緑や花を増やします。
市民団体	➢ 生垣や花壇を増やすとともに、既にある樹木を守ることで身のまわりにある緑や花を増やします。 ➢ 緑あふれるまちづくりの取り組みに協力・推進します。 ➢「花いっぱい運動」を実施します。
○エコツーリズムを推進します。	
行政	➢ エコツーリズムを推進します。
市民	➢ エコツーリズムに参加します。
事業者	➢ エコツーリズムに協力・推進します。
市民団体	➢ エコツーリズムに協力・推進します。

○エコツーリズム

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光により、地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、「自然の保護＋観光業の成立＋地域振興の融合」をめざす観光の考え方をいう。

○自然景観に配慮したまちづくりを推進します。	
行政	➢ 自然景観に配慮したまちづくりを推進します。
市民	➢ 自然景観に配慮したまちづくりに協力・推進します。
事業者	➢ 自然景観に配慮したまちづくりに協力・推進します。
市民団体	➢ 自然景観に配慮したまちづくりに協力・推進します。

② 環境と共生する施設を普及します。

○自然素材で地域風土にあった地域産建材を利用します。	
行政	➢ 地域産木材や自然素材で地域風土にあった地域産建材、シックハウス対策工法を公共施設へ導入するほか、普及・啓発します。 ➢ 補助制度の情報提供を行い、住宅への地域材の使用を促進します。
市民	➢ 住宅購入の際には、地域産木材や建材が使用された住宅、人の健康や自然環境に配慮された住宅を優先します。
事業者	➢ 地域産木材や建材が使用された住宅、人の健康や自然環境に配慮した住宅を販売します。
市民団体	➢ 地域産木材や自然素材で地域風土にあった地域産建材、シックハウス対策について広く啓発します。
○省エネや地球環境に配慮した建築を推進します。	
行政	➢ 公共施設において再エネ・省エネ等エネルギーの有効活用を図り、環境に配慮した建築を推進します。 ➢ 市民に対して、再エネ・省エネ等エネルギーの有効活用と環境に配慮した建築の必要性を、啓発・支援します。
市民	➢ 住宅購入の際には、再エネや省エネ、地球環境に配慮した住宅を優先します。
事業者	➢ 事務所の建築の際には、再エネや省エネ、地球環境に配慮した建物を導入します。
市民団体	➢ 再エネや省エネ、地球環境に配慮した建築を広く啓発します。
○建設作業時において環境に配慮します。	
行政	➢ 環境配慮指針を公共工事請負業者へ伝達・締約します。
市民	－
事業者	➢ 騒音・振動の防止や建設副産物のリサイクル推進など環境に配慮した建設作業を行います。
市民団体	－
○環境と共生する施設を普及します。	
行政	➢ 公共施設について公共工事環境配慮ガイドラインに基づき、環境に配慮した施設を建築します。 ➢ 民間施設について環境に配慮した施設の建築・利用を普及啓発します。
市民	➢ 環境に配慮した施設を利用します。
事業者	➢ 環境に配慮した施設を建築します。
市民団体	➢ 環境に配慮した施設の建築・利用を普及啓発します。

○シックハウス症候群

一般に、家を新築やリフォームした時などに、建材や内装材から発生した化学物質による室内空気汚染が原因で、皮膚・粘膜刺激症状などの健康障害を引き起こすこと。

③ 歴史を感じるまちなみを保全します。

○まちなみ景観に配慮したまちづくりを推進します。	
行政	➢ 町家、寺社、武家屋敷などが残る旧城下町のまちなみを活かし、市民・事業者と協働で、まちなみ景観に配慮したまちづくりを推進します。 ➢ 景観行政の指針となる景観計画に基づき、豊かな自然や美しい農村景観、城下町などの歴史景観を次世代に継承します。 ➢ まちなみ景観に配慮したまちづくりに関する啓発活動を実施します。 ➢ 指定文化財を保存・管理し、活用・啓発に努めます。
市民	➢ まちなみ景観に配慮したまちづくりに協力・推進します。
事業者	➢ まちなみ景観に配慮したまちづくりに協力・推進します。
市民団体	➢ まちなみ景観に配慮したまちづくりに協力・推進するとともに、啓発活動を実施します。

サブビジョン 未来を拓く、地産地消のまち

① 地場産商品を振興します。

○学校給食に地場産食材を導入します。	
行政	➢ 学校給食に地場産食材の使用の割合・献立の日を増やします。
市民	➢ 学校給食をとおして地場産食材への理解を深めます。
事業者	➢ 安全な農産物の供給について協力します。
市民団体	➢ 地場産食材導入の啓発活動を行います。
○地域特産品を開発し、利用します。	
行政	➢ 地域特産品の開発・販売を支援し、利用を呼びかけます。
市民	➢ 地域特産品を優先して購入します。
事業者	➢ 地域特産品を開発・販売、利用します。 ➢ 食品製造業と連携して、地場産農産物の生産拡大に努めます。
市民団体	➢ 地域特産品の啓発活動を行い、購入に協力します。

② 農林畜産物の地産地消について意識を高めます。

○農林畜産物の地産地消に関する啓発活動を実施します。	
行政	➢ 地場産品の販売場所を確保します。 ➢ 環境に配慮した農林畜産物の生産を促進します。
市民	➢ 地産地消を実践します。 ➢ 農林畜産物の購入に当たっては、環境に配慮して生産されたものを選びます。
事業者	➢ 自らが生産、販売し、地産地消の拡大に努めます。 ➢ 環境に配慮した農林畜産物の生産拡大に努めます。
市民団体	➢ 啓発活動を実施し、参加・協力します。 ➢ 地場産品及び環境に配慮した農林畜産物の購入に協力します。

サブビジョン 安全安心で活気あふれる楽しいまち

① 防災意識の醸成と災害対策を推進します。

○防災意識の啓発を図ります。	
行政	➢ 要配慮者の支援のための避難行動要支援者名簿を作成し、活用します。 ➢ 緊急時情報伝達手段を整備します。 ➢ 地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災ハザードマップの周知と活用促進を図ります。 ➢ 防災訓練を実施します。 ➢ 地域防災力を高めるため、自主防災組織や市民団体の活動を支援します。 ➢ 災害発生時の対応に向けた災害廃棄物処理基本計画の策定について検討します。
市民	➢ 地域防災計画の推進に協力します。 ➢ 防災訓練など自発的な防災活動に参加します。 ➢ 自主防災組織を結成します。 ➢ 防災意識を高め、災害時における地域の高齢者等の安全確保に協力します。
事業者	➢ 地域防災計画の推進に協力します。 ➢ 防災訓練に協力します。 ➢ 防災意識を高め、災害時における地域の高齢者等の安全確保に協力します。
市民団体	➢ 地域防災計画の推進に協力します。 ➢ 防災訓練に協力します。 ➢ 災害時においては、地域の高齢者等の安全確保を図ります。

○ハザードマップ

地域の災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避など、自主的な行動を支援することを目的に、災害の危険度を地図上に表したもの。

② 防犯意識の醸成と防犯対策を推進します。

○防犯対策と防犯運動の推進を図ります。	
行政	➢ 安全、安心に暮らせるよう、関係機関、地域、団体との連携による防犯活動を推進し、防犯施設の整備補助事業を実施します。 ➢ 消費者被害防止、その他犯罪防止の意識の醸成に努めます。 ➢ 消費者講座を開催します。
市民	➢ 地域をあげて、防犯対策を行います。 ➢ 消費者講座に参加し、賢い消費者になるよう努めます。
事業者	➢ 行政の防犯活動に協力します。 ➢ 商品等の配達に当たっては、地域の高齢者等の安否確認を併せて行うよう配慮します。
市民団体	➢ 消費者被害防止の活動を進めます。 ➢ 高齢者等の見守りと防犯活動の推進に協力します。

③ 適切に管理されていない空家の解消を進めます。

○適切に管理されていない空家の解消を進めます。	
行政	➢ 空家等対策計画に基づき、空家の有効活用を進めるとともに、管理不良な空家への対策を進めます。
市民	➢ 市の空家等の対策に協力します。
事業者	➢ 市の空家等の対策に協力します。
市民団体	➢ 市の空家等の対策に協力します。

④ 地域コミュニティの活性化による地域共生力の向上を図ります。

○地域とともに生きがいを持って生活できる環境をつくります。	
行政	➢ 高齢者、障害者等が社会活動に参加できる環境づくりを進めます。 ➢ 市民と子育て世代が交流できる、地域ごとのコミュニティの場をつくります。
市民	➢ 趣味や子育てなど、公民館活動等を通じ、幅広い世代間で交流します。
事業者	➢ 必要に応じ、幅広い世代の雇用に努めます。
市民団体	➢ 幅広い世代が社会活動に参加し、生きがいをもって暮らせるよう配慮します。

サブビジョン 人と環境にやさしいまち

① 自動車に乗らない人にもやさしい交通体系を築きます。

○公共交通の利用を促進します。	
行政	➢ 公共交通網形成計画に基づき、みんなにやさしい持続可能な公共交通の実現を図ります。 ➢ 公共交通を積極的に利用するとともに、その利用促進について普及啓発します。 ➢ 高齢者、障害者等の移動手段について、方策を検討します。
市民	➢ 通勤通学時において公共交通を利用します。
事業者	➢ 利用促進のため公共バスの路線や時刻表を改善します。 ➢ 高齢者、障害者等の移動交通手段の充実のため、乗合タクシーや福祉タクシー等の運行を検討します。 ➢ 公共交通の利用を促進します。
市民団体	➢ 公共交通を積極的に利用するとともに、その利用促進について普及啓発します。
○歩行や自転車利用を促進します。	
行政	➢ 近距離の移動であれば、歩いたり、自転車を利用するとともに、普及啓発します。 ➢ 安心して歩ける歩道や安心して走れる自転車道等を整備します。 ➢ 高齢者等が安全かつ安心して歩道を歩けるよう、自転車運転のマナー向上を図ります。
市民	➢ 近距離の移動であれば、歩いたり、自転車を利用します。 ➢ 自転車運転時は、交通法規を遵守します。
事業者	➢ 近距離の移動であれば、歩いたり、自転車を利用します。 ➢ レンタサイクル事業を推進します。
市民団体	➢ 近距離の移動であれば、歩いたり、自転車を利用するとともに、普及啓発します。 ➢ 自転車運転のマナーについて、普及啓発に努めます。

② 環境にやさしい次世代自動車の普及拡大を推進します。

○低公害車の購入・利用を促進します。	
行政	➢ 公用車へ低公害車を率先導入し、その普及促進を図ります。 ➢ 補助制度の情報提供を行い、低公害車の利用を促進します。
市民	➢ 低公害車の購入・利用をします。
事業者	➢ 低公害車の購入・利用をします。 ➢ 低公害車の販売を促進します。
市民団体	➢ 低公害車の購入・利用を促進します。

③　誰もが生活しやすい環境をつくります。

○誰もが生活しやすい環境をつくります。	
行政	➢ 高齢者や障害者等が安全かつ円滑に利用できる施設整備を行います。
市民	➢ 誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。
事業者	➢ 高齢者や障害者等全ての人が安全かつ円滑に利用できる（ユニバーサルデザインやバリアフリーによる）施設整備に努めます。
市民団体	➢ 誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。
○不快な音や臭いを抑制し、快適な空間をつくります。	
行政	➢ 法令に基づく騒音・振動・悪臭に関する規制を行います。 ➢ 岡山県動物愛護センターとの連携により、ペットの飼い主のマナー向上を啓発します。
市民	➢ 不快な音や臭いの発生を抑制します。 ➢ ペットを飼う場合は、他人に迷惑をかけないよう責任をもって飼います。
事業者	➢ 不快な音や臭いの発生を抑制します。 ➢ ペットを扱うときは、マナーの啓発をします。
市民団体	➢ 行政と連携して、不快な音や臭いの発生を抑制するための啓発を行います。 ➢ ペットの飼い方について、マナー向上の啓発を行います。

○ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という幅広い意味で使われる概念。

第４節　ビジョン【しくみ】持続可能な低炭素のまち

「低炭素社会」とは「二酸化炭素などの排出が少ない社会」という意味です。平成 27 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で、令和 2 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択されました。日本では、COP21 の開催に先立ち、平成 27 年 7 月に「令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出レベルを平成 25 年度（2013 年度）比で 26%減の水準にする」とした約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。その後、COP21 でパリ協定が採択されたことを受け、国内での地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガス削減目標を達成するため、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

津山市でも、国の削減目標を踏まえて地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で設定した削減目標の達成に向けて、市の地域特性を生かした地球温暖化対策を検討していく必要があります。

本ビジョンでは、「エネルギーや資源の地産地消を進めるまち」及び「省エネルギーを進めるまち」の 2 つのサブビジョンを掲げ、地域資源を活かしながら、温室効果ガス排出量削減と地域活性化に併せて寄与していく施策や取り組みを推進します。

サブビジョン　エネルギーや資源の地産地消を進めるまち

①　地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入と、エネルギーの効率的利用を推進します。

○再生可能エネルギーの活用について普及啓発します。	
行政	➢ 再生可能エネルギーの活用に関する普及啓発を行います。 ➢ 補助制度の情報提供を行い、再生可能エネルギー導入を推進します。
市民	➢ 再生可能エネルギーの活用について意識を高めます。
事業者	➢ 再生可能エネルギーに関する商品の情報を消費者に提供します。
市民団体	➢ 再生可能エネルギーの活用に関する普及啓発を行います。
○再生可能エネルギーに関する各種取り組みを推進します。	
行政	➢ 太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーや水素などの次世代エネルギーの活用及び蓄電池やコージェネレーション等の導入を推進します。
市民	➢ 太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーや蓄電池等を利用します。
事業者	➢ 太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーや水素などの次世代エネルギーのほか、蓄電池やコージェネレーションの導入を推進します。
市民団体	➢ 太陽光発電、小水力発電などの再生可能エネルギーや水素などの次世代エネルギー等の利用を推進します。

○小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いて発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が 1,000 キロワット以下のものをいう。

〇コージェネレーション

ひとつのエネルギーから複数のエネルギーを取り出すシステム。一般的には、石油やガスなどのエネルギーから、発電と同時に発生した排熱を冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムをいうことが多い。

〇バイオマス

本来は、生物（bio）の量（mass）であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネなどから抽出した油成分の燃料としての利用、堆肥としての利用などが行われている。

②　地域バイオマス資源の利活用を推進します。

〇地域バイオマス資源の利活用を推進します。	
行政	➢津山市バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマス利活用を推進します。
市民	➢バイオマス利活用に向けて、創意工夫を活かした取り組みを行います。
事業者	➢バイオマス利活用に向けて、創意工夫を活かした取り組みを行います。
市民団体	➢バイオマス利活用に向けて、地域の創意工夫を活かした取り組みを行います。

③　環境関連産業の振興による地域活性化を推進します。

〇環境関連産業の振興による地域活性化を推進します。	
行政	➢バイオマスや再生可能エネルギーの導入及び利活用によるエネルギーの地産地消や環境関連産業の振興に努め、地域活性化を図ります。
市民	➢太陽光発電や木質ペレットなどの利用により、エネルギーの地産地消を推進します。
事業者	➢太陽光発電や小水力発電、木質バイオマスなど、エネルギーの地産地消を推進します。
市民団体	➢太陽光発電や小水力発電、木質バイオマスなど、エネルギーの地産地消を推進します。

サブビジョン 省エネルギーを進めるまち

① 省エネルギーを推進します。

○省エネルギーに関する各種取り組みを推進します。	
行政	➢ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ➢ 機器購入の際には省エネルギー対応の機器を選びます。 ➢ 補助制度の情報提供を行い、省エネルギーを推進します。
市民	➢ 機器購入の際には省エネルギー対応の機器を選びます。 ➢ 家庭における省エネルギーを推進します。
事業者	➢ 機器購入の際には省エネルギー対応の機器を選びます。 ➢ 事務事業における省エネルギーを推進します。 ➢ 貨物輸送における省エネルギーを推進します。
市民団体	➢ 機器購入の際には省エネルギー対応の機器を選びます。 ➢ 活動における省エネルギーを推進します。

② 省エネルギーの意識向上を図ります。

○省エネルギーについて普及啓発します。	
行政	➢「COOL CHOICE 宣言アクションプラン」に基づき、「COOL CHOICE」に関する環境講座・イベントの開催による認知度向上や省エネルギー行動の実践を促進します。
市民	➢「COOL CHOICE」に賛同し、クールビズやウォームビズ等の省エネルギー行動を実践します。
事業者	➢「COOL CHOICE」に賛同し、クールビズやウォームビズ等の省エネルギー行動を実践します。
市民団体	➢「COOL CHOICE」に賛同し、「COOL CHOICE」に関する環境講座・イベントの開催に協力します。
○カーボン・オフセットについて普及啓発します。	
行政	➢ カーボン・オフセットに関するプロジェクトを実施します。 ➢ カーボン・オフセット商品の認知度向上や商品開発を行います。
市民	➢ カーボン・オフセットの取り組みや商品への関心を高めます。
事業者	➢ 削減が困難な温室効果ガス排出量について、カーボン・オフセットの実施に取り組みます。 ➢ カーボン・オフセットの取り組みや商品への関心を高めます。
市民団体	➢ イベントなどで、カーボン・オフセットの実施に取り組みます。

○COOL CHOICE

省エネルギー機器への買い替え、クールビス・ウォームビスやエコドライブ等の環境にやさしい行動の選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動。

○カーボン・オフセット

地球温暖化防止活動の一つで、日常生活や経済活動の中で排出する温室効果ガスを、別の場所で達成した再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入、バイオマス資源の利活用などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を使って、埋め合わせ（オフセット）すること。

第５節　ビジョン【しくみ】資源のまわる美しいまち

津山市では、平成 7 年にごみの非常事態宣言を発令するとともに、ごみの 3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）に関連する施策を推進し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築をめざして取り組んできました。

平成 28 年度には、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町及び美咲町で構成する津山圏域資源循環施設組合の「津山圏域クリーンセンター」が竣工し、1 市 4 町のごみ処理を開始しました。稼働に当たっては、循環型社会の構築をめざし、ごみ処理のみならず環境学習の拠点としても、同センターを有効に活用していく必要があります。

本ビジョンでは、「ごみを減らし、資源の循環するまち」及び「ごみの落ちていない美しいまち」の 2 つのサブビジョンを掲げ、ごみの 3R、適正処理及びまちの美化に寄与していく施策や取り組みを推進します。

サブビジョン　ごみを減らし、資源の循環するまち

①　3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

○リデュース（発生抑制）に関する各種取り組みを推進します。	
行政	➢ 生ごみの水切りの徹底の呼びかけや、生ごみ処理機の普及を促進し、生ごみの減量を図ります。 ➢ 食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、意識啓発に努めます。 ➢「ごみゼロ新聞」を発行します。 ➢ グリーン購入を推進します。 ➢ 岡山県統一ノーレジ袋デーの啓発や、マイバッグ持参運動を推進します。 ➢ 使い捨てのプラスチック容器包装・製品が、不必要に使用・廃棄されることのないよう意識啓発に努めます。 ➢ リユース食器の利用など、使い捨て容器の使用抑制等により、イベントごみの排出を抑制します。
市民	➢ 生ごみの水切りや生ごみ処理機の利用などにより、生ごみの減量化に努めます。 ➢ 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスの削減に努めます。 ➢「ごみゼロ新聞」の編集に参加します。 ➢ グリーン購入を推進し、必要なものを必要なだけ買います。 ➢ 買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋を購入しないようにします。 ➢ マイボトルの持参等による使い捨てプラスチックの使用削減に努めます。
事業者	➢ 食べきりメニューの設定や、30・10 運動に協力するなど、食品ロスの削減に努めます。 ➢ グリーン購入を推進し、必要なものを必要なだけ買います。 ➢ マイバッグの持参を呼びかけます。 ➢ リユース食器の利用など、使い捨て容器の使用抑制等により、イベントごみの排出を抑制します。 ➢ 製品の設計・販売の際には、使い捨てとなるプラスチックの使用削減に努めます。 ➢ フードバンク活動に参加・協力します。
市民団体	➢ 食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、意識啓発に努めます。 ➢「ごみゼロ新聞」の編集に参加・協力します。 ➢ グリーン購入を推進し、必要なものを必要なだけ買います。 ➢ 使い捨てのプラスチック容器包装・製品が、不必要に使用・廃棄されることのないよう意識啓発に努めます。 ➢ リユース食器の利用など、使い捨て容器の使用抑制等により、イベントごみの排出を抑制します。 ➢ フードバンク活動に参加・協力します。

○リユース（再利用）に関する各種取り組みを推進します。	
行政	➢リサイクルプラザを拠点として、リユースの取り組みを推進します。 ➢リサイクルショップやフリーマーケット等に関する情報を提供します。
市民	➢リサイクルショップやフリーマーケット等を活用します。 ➢リターナブル容器に入った商品を優先して購入します。
事業者	➢リターナブル容器に入った商品を販売します。
市民団体	➢リユースの取り組みを推進します。 ➢フリーマーケットを実施します。
○リサイクル（再資源化）に関する各種取り組みを推進します。	
行政	➢津山圏域クリーンセンターと連携してリサイクルの取り組みを推進します。 ➢包装容器などの各種リサイクルの取り組みを推進します。 ➢ごみの分別を徹底します。 ➢古紙類・古着類の回収ボックスや小型家電回収ボックスの設置など、資源回収の拠点や機会を増やし、リサイクルを推進します。 ➢資源物の店頭回収を行っている事業者に関する情報を提供し、利用を呼びかけます。 ➢市民団体等が行う資源物の集団回収を支援します。
市民	➢包装容器などの各種リサイクルの取り組みを推進します。 ➢家庭系ごみを分別し、リサイクルを徹底します。 ➢古紙類・古着類の回収ボックスや小型家電回収ボックス、店頭回収を活用してリサイクルに取り組みます。 ➢資源物の集団回収に協力します。
事業者	➢包装容器などの各種リサイクルの取り組みを推進します。 ➢事業系ごみや産業廃棄物の分別、リサイクルを徹底します。 ➢資源物の店頭回収に取り組みます。
市民団体	➢包装容器などの各種リサイクルの取り組みを推進します。 ➢家庭系ごみの分別を徹底します。 ➢資源物の集団回収に取り組みます。

○グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられている。岡山県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度「岡山県グリーン調達ガイドライン」を策定し、グリーン購入を行っている。

○30・10（さんまる いちまる）運動

会食や宴会において、「最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という運動。

○フードバンク活動

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

○リターナブル容器

使用後、中身を詰め替えることで繰り返し使える容器。1 回使用したらごみとして捨てたり、資源回収されても資源として作り直してしまう容器を「ワンウェイ容器」という。

サブビジョン　ごみの落ちていない美しいまち

①　ごみのポイ捨てや不法投棄を防止します。

○ごみの不法投棄のないまちづくりを推進します。	
行政	➢関係行政機関と連携してごみの不法投棄を取り締まります。 ➢関係行政機関や町内会と連携して不法投棄の防止に努めます。
市民	➢ごみを正しく処理します。
事業者	➢ごみを正しく処理します。
市民団体	➢ごみのポイ捨てや不法投棄の防止について普及啓発します。
○身近な公共スペースをきれいに保ちます。	
行政	➢河川清掃や道路清掃を実施します。
市民	➢身近な公共の場所での清掃活動を実施します。
事業者	➢身近な公共の場所での清掃活動を実施します。
市民団体	➢身近な公共の場所での清掃活動を実施します。